

企画関係事務事業（その 1）の取扱いについて

企画関係事務事業（その 1）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 11 月 24 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24 - 3	企画関係事務事業（その 1）の取扱いについて
1 新町の総合計画は、新町発足後速やかに新町建設計画に基づいて策定する。また、策定手法については、計画策定段階において調整する。 2 総合計画の実施計画は、新町発足後において、新町建設計画に基づき策定した総合計画に合わせて策定する。また、策定した実施計画は 5 カ年程度でローリングをすることとする。 3 辺地地域の指定及び総合整備計画の策定手続きについては、現行のまま新町に引き継ぐ。 現総合整備計画については、現行のまま新町に引き継ぎ事業を実施していく。また、新町における地域指定については、国・県の基準により指定を受け、事業実施の必要があるものについては辺地総合整備計画を策定していく。 4 水力発電施設周辺地域交付金は、制度の存続期間中は活用していくこととし、当制度及び補助金の基本的性格であるダム建設による減水地域の影響緩和対策事業に充当していく。		